

相続

まずは、何をすればいいのか
あなたは御存じですか？



吉岡会計事務所

相続は、人生で何度も経験されるものではありません。
 それなのに、相続は突然開始されます。
 ご葬儀までは、葬儀屋さんが段取りをしてくれます。
 さて、そのあとは……
 考える時間もないまま手続きを進めなければなりません。



相続について、そろそろ考えてみませんか？

相続税が
上がる!?

相続について、 今、考えていただきたい 理由があります。

平成27年1月1日より、相続税の基礎控除額が引き下げられます。首都圏では、相続税の課税対象者がほぼ倍増する見通しです。
 特に、戸建て住宅やアパートの所有者は厳しい対応を迫られることになります。
 相続について、まず知っておきたいことはご自身の財産に相続税がかかるかどうかです。

「ご自身の財産を再確認する」

そのお手伝いを、ぜひ私たちにさせてください。

相談料は
資料代800円
!!

相続税相談室

相続について

「何を」「どう」考えたらいいかわからない……
 そんな時は、お気軽にご相談ください。
 例えば、介護、老後資金、お墓、遺言、贈与など、
 今、気になっていることから考えてみませんか。

日時	毎月第1火曜日 午前10:00～12:00
相談員	税理士 吉岡 敏彦
会場	事務所内
参加費	800円 「相続これで安心」資料代
定員	2組（予約制・1組1時間程度）
お申込み	お電話、もしくはファックスにて、 お名前と日時をご連絡ください。

知って
いますか
？

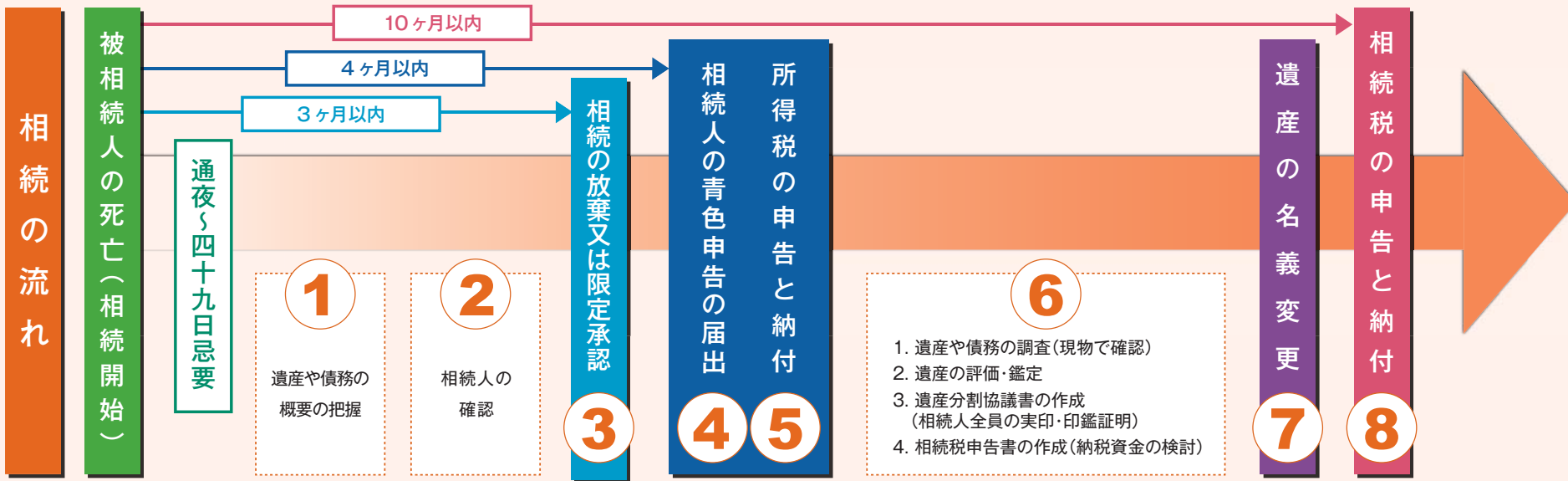
奥様への 2000万円贈与の 特例

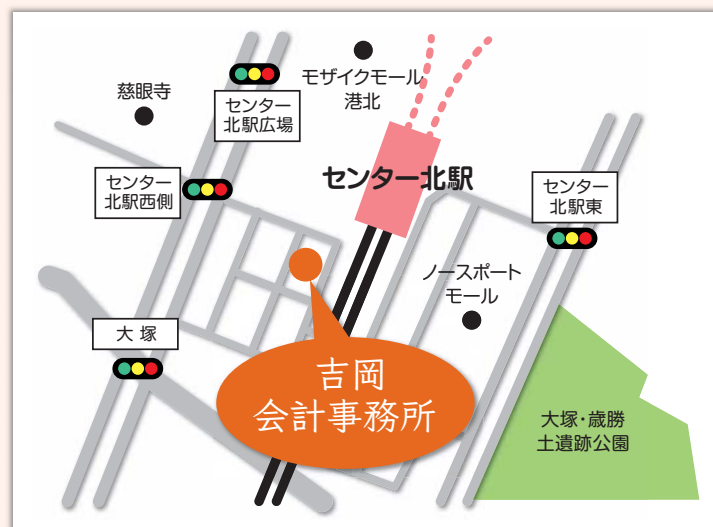
婚姻期間が20年以上の配偶者に
 居住用の土地や建物を贈与した
 場合には2000万円まで贈与税が
 かかりません。
 相続税対策として有効です。

相続手続きが
必要なもの
例えば、これ!

相続手続

不動産・預貯金・有価証券等は
 名義変更が必要です。
 めんどうな相続のお手続きは、
 当事務所にお任せください。





横浜市営地下鉄「センター北」駅より徒歩1分

吉岡会計事務所

東京地方税理士会緑支部所属

税理士 吉岡敏彦

神奈川県横浜市都筑区中川中央1-7-2-803

☎ 0120-69-2611 📠 045-913-2612

✉ yoshiokakaikei@mbh.nifty.com

 <http://www.yoshiokakaikei.jp>